

著作物使用許諾契約約款

第1条（目的）

本約款は、一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会（以下、甲という。）が、著作物利用者（以下、利用者という。）に対して、甲が使用許諾権限を有する音楽著作物（以下、著作物という。）について、次の使用許諾をするときに適用されるものである。

レコードへの録音

レコード（オルゴールを含むものとする。）に著作物を複製し、その複製物を譲渡することに関する利用許諾

ビデオグラムへの録音

ビデオテープ・ビデオディスク等ビデオグラムの記憶媒体などに連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾

インタラクティブ配信

放送、有線放送以外の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾

映画への録音

映画館その他の場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾

コマーシャル放送用録音

放送、有線放送において、専らコマーシャルに使用することを目的として、著作物を複製し、その複製物を頒布、譲渡することに関する利用許諾

放送

放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾（但し、（5）に該当するものを除く。）

有線放送

有線放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾（但し、（5）に該当するものを除く。）

ゲームソフトへの録音

ゲームに供することを目的として、テレビゲーム等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することに関する利用許諾

第2条（使用許諾）

甲と利用者は、利用者が甲に対して別に甲が定める「利用者登録申込書」をあらかじめ提出し、個々の管理著作物に関する利用については「使用許諾申請書」を提出し、甲が利用者に対して、これに対する「使用許諾書」を交付することによって使用許諾契約を締結

したものとする。なお、本使用許諾契約は、著作物について、如何なる権利の譲渡も含むものではない。

2. 利用者は、甲から使用許諾を受けた条件で、著作物を利用しなければならない。

第3条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、甲の書面による事前の承諾なく、本使用許諾契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできない。

第4条（著作人格権の尊重）

利用者は、本使用許諾契約に基づく権利の行使にあたり、著作者の意に反して著作物を変更、切除その他改変し、又は著作者の名誉等を害する方法により使用するなど、著作人格権を侵害する行為をしてはならない。

第5条（著作物利用状況の報告）

利用者は、別に甲の定める方法に従い、著作物の使用状況を3月、6月、9月、12月の四半期毎に集計し、その翌月末日までに甲に報告しなければならない。但し、甲と利用者が合意をする場合はこの限りではない。

2. 甲は、次の通り利用者に対して請求書を発行するものとする。但し、包括的な使用許諾契約を締結している場合又は甲と利用者が合意する場合はこの限りではない。

レコードへの録音	使用許諾書交付後
ビデオグラムへの録音	使用許諾書交付後
インタラクティブ配信	使用状況報告書受領後
映画への録音	使用許諾書交付後
コマーシャル放送用録音	使用許諾書交付後
放送	使用状況報告書受領後
有線放送	使用状況報告書受領後
ゲームソフトへの録音	使用許諾書交付後

3. 甲は、報告に含まれているデータ及び情報を機密事項として扱い、利用者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとする。

第6条（著作物使用料）

利用者は、甲に対して著作物の使用許諾に対する対価（著作物使用料）として、別に甲が定める「使用料規程」に基づき算出した額を支払うものとする。

第7条（支払方法）

利用者は、甲に対して第5条2項の規程により発行される請求書に従い、著作物使用料を別に甲が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は利用者が負担する。

第8条（期限の利益の喪失）

前条の規定にかかわらず、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者は、当然に期限の利益を失い、直ちに、第5条の報告を行い、著作物使用料を支払わなければならない。

著作物使用料の支払いを遅滞したとき

銀行取引停止処分を受けたとき

手形又は小切手の不渡りを出したとき

第三者から仮差押、仮処分、強制執行を受け、又は競売の申し立てがあったとき

公租公課につき滞納処分を受けたとき

破産、民事再生又は会社更正の申し立てがあったとき

その他、本約款の各条に違反したとき

第10条（遅延損害金）

利用者が著作物使用料の支払いを遅滞したときは、利用者は、甲に対して、支払期限の翌日から完済に至るまで、年15%（なお、1年を365日の日割計算とする。）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第11条（使用許諾マーク・使用許諾番号の表示等）

利用者は、甲から使用許諾を受けたときは、次の表示をするものとする。

使用許諾マーク及び使用許諾番号

使用許諾を受けた著作物の題号及び著作者名

2. 利用者において、前項の表示をできない特別な理由があり、利用者がその旨を甲に文書で申し入れ、甲がこれを認めたときは、甲は、その表示を免除することができる。

第12条（監査等）

甲は、第5条の報告の内容を確認するために、本使用許諾契約の期間中又は契約期間の終了後3年以内に、利用者の著作物の使用状況に関する記録を閲覧・謄写することができる。但し、法令により、利用者が守秘義務を負う情報については、この限りではない。

2. 前項の閲覧。謄写は、次の要領で実施するものとする。

甲の選択し、かつ、利用者が承認した独立の公認会計士（なお、税理士でも可能とする）又は甲の職員によって実施する。

利用者の施設において、利用者の通常の業務時間内に、利用者の通常の業務に支障をきたさないような方法で実施する。

実施時期や時間については、事前に利用者の承諾を得る。

閲覧・謄写に要する費用は、甲の負担とする。但し、閲覧・謄写の準備にかかる費用は、利用者の負担とする。

閲覧・謄写することができる記録は、報告の内容を確認するのに、必要な範囲に限定する。

3. 利用者は、本利用許諾契約の期間終了後3年間は、著作物の使用状況に関する記録を保存しなければならない。但し、甲が一度閲覧・謄写を終えた資料についてはこの限りでない。
4. 甲は、閲覧・謄写の結果、知り得た全てのデータ及び情報を機密事項として扱い、乙の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示しないものとする。
5. 閲覧・謄写の結果、著作物使用料の不足が明らかになったときは、利用者は、甲に対して不足額に第9条に定める遅延損害金を付した額を、別に甲の定めた期日までに支払わなければならない。

第13条（著作物の利用中止）

甲が利用者に許諾した著作物について、著作物の帰属に疑義が生じる又は他の著作権を侵害するおそれがあると認めるときは、利用者は、甲から請求があり次第直ちに、その著作物の利用を一時中止しなければならない。

2. 前項の場合、甲は利用者に対して、損害賠償責任を負わないものとする。

第14条（契約期間中における契約の終了）

利用者が甲に対して、書面をもって本使用許諾契約の解約を申し入れたときは、本使用許諾契約は契約期間中であっても、申し入れがあった月の翌月末日をもって終了するものとする。

2. 前項により本使用許諾契約が終了したときは、利用者は甲に対して、契約終了日の属する四半期の翌月末日までに第5条1項に定める報告を行い、第5条2項に定める甲による請求書発行月の翌月末日までに著作物使用料を支払わなければならない。

第15条（契約の解除）

利用者が次の各号の一の該当するときは、甲は利用者に対する通知催促なくして、本使用許諾契約を解除することができる。

第8条の各号に該当する事実があったとき

第5条の報告内容が事実と異なっているとき

2. 前項により本使用許諾契約が終了したときは、利用者は甲に対して直ちに第5条の報

告を行い、著作物使用料を支払わなければならない。

第16条（疑義解決）

甲及び利用者は、本約款に定めのない事項又は本約款の各号の解釈に疑義が生じた場合、又は甲の予測できない状況が生じた場合は、法令の定めによるほか、甲と利用者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第17条（合意管轄）

本使用許諾契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本約款は、平成24年4月27日より施行する。